

## 渡航費助成申請(重度障害)

石垣市では本市以外(島外)の医療機関への通院・入院を余儀なくされている難病患者等に対し、経済的負担軽減のため通院費等の一部を助成します。

### 1.助成対象者 ※患者本人と付添のため同行する方(原則1名、患者が未成年の場合のみ2名まで対象)

石垣市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

・重度障害(身体障害者手帳1級又は2級に該当する方、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級)

### 2.申請方法

※医療を受けた日から6か月以内の申請に限りますのでご注意ください。

受診後6か月以内に、必要書類を整えて健康福祉センターで申請してください。

申請時には、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちいただくようお願いいたします。

申請書類石垣市ホームページからもダウンロードできます。

### 3.助成金額

①航空運賃 ※各年度の上限額68,000円

1人1往復あたり上限額・・・17,000円

○航空運賃17,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。なお、ホテルパック購入分も対象になりますが、マイレージやクーポンを利用して搭乗券等を購入した場合は対象外となります。

②宿泊費(治療の都合により、宿泊が必要であると認められる場合に限りです。)

※各年度の上限額112,000円

1人1泊あたりの上限額・・・7,000円

○宿泊費1泊分の上限額7,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。

### 4.必要書類等

①助成申請書(様式第1号)

②助成金請求書(様式第2号) ※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください。

③意見書(様式第3号) ※各年度ごとに提出(1回目の申請時のみ)

④委任状 ※振込先が患者本人以外(未成年を除く)の場合に提出

※申請書類の提出のみ代理の場合は、委任状の必要はありません

⑤医療機関発行の「領収書」のコピー

⑥医療機関発行の「診療明細書」のコピー

⑦航空券の「領収書」のコピー

⑧航空の搭乗確認書類(「搭乗券」、「ご搭乗案内」、「搭乗証明書」のコピーのいずれか一つ)

⑨宿泊費の「領収書」のコピー(該当する方のみ)

※治療にかかる宿泊が対象です。(窓口での聞き取り等で判断いたします。)

⑩印鑑 ※シャチハタ不可

⑪身体障害者手帳1級又は2級に該当する方、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級  
※有効期限内のものに限ります。

⑫介護保険被保険者証のコピー※患者本人が要介護、要支援認定を受けている場合のみ